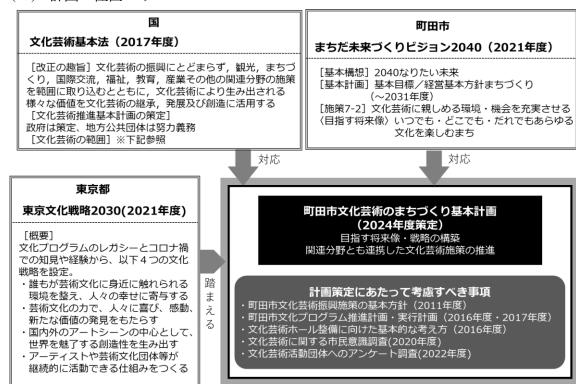
(仮称) 町田市文化芸術のまちづくり計画について

文化芸術の持つチカラをまちの活性化に活かし、時代や環境の変化に即した文化芸術施 策を戦略的に推進していくため、(仮称)町田市文化芸術のまちづくり計画を策定する。

(1) 計画の位置づけ



※文化芸術基本法に規定されている文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電
	子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統
	的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(2) 期間

基本計画部分:2025~2034年度(10年間)

実施計画部分:前期2025年度~2029年度(5年間)

後期2030年度~2034年度(5年間)

(3) 検討体制

